

石巻市水産物地方卸売市場石巻売場  
新型コロナウイルス感染症発生に伴う  
事業継続計画(BCP)

Ver.1.1

令和2年9月

石巻市水産物地方卸売市場石巻売場・  
品質衛生管理推進協議会

## 改訂履歴

版	項目	ページ	内容
1.0 (2020/04/27)	-	-	-
1.1 (2020/09/01)	第1 3	P3	発生段階に関する記述を時点修正し、併せて検温体制を強化した点を追記した。
	第3 3	P12	1. 非接触式体温検知器について追記した。 2. 接触確認アプリCOCOAのインストールについて追記した。
	第3 3	P15	「品質・衛生管理マニュアル」の認定市場数について、時点を修正した。

## 目次

第1 新型コロナウイルス感染症対策基本方針	
1 新型コロナウイルス感染症事業継続計画の目標	1
2 新型コロナウイルス感染症対策基本方針	2
3 発生段階について	3
第2 危機管理体制	
1 新型コロナウイルス感染症への危機管理体制	4
2 情報収集と連絡体制	4
第3 感染拡大防止策	
1 新型コロナウイルスの感染経路	6
2 市場関係者等行う感染防止策	8
3 市場従事者が行う感染防止策染防止	12
第4 市場流通の確保	
1 重要業務継続のための措置	16
2 水産物の流通確保対策	18
第5 風評被害対策	19
参考文献	19

## 第1 新型コロナウイルス感染症対策基本方針

2019年12月に中国で発生した「新型コロナウイルス」(ARS-CoV2)に由来する新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2020年3月11日にはWHOがパンデミック宣言を発し、日本政府も3月14日には新型コロナウイルス対策の特別措置法を施行した。それに基づき4月8日には緊急事態宣言を発し、7都府県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県)に、4月16日には全都道府県に拡大して制限措置を行っている。現時点においては石巻市には感染者は発生していないが、県内では感染者は増加傾向にあり、予断を許さない状態が続いている。

産地魚市場は生産地から消費地に水産物を供給する食糧物流の拠点であり、特に特定第3種漁港である石巻漁港は緊急事態にあっても、国民に食糧を供給し続けるという事業継続の社会的責務がある。4月6日には農林水産省食料産業局と経済産業省 商務・サービスグループ連名で、食品流通に関する事業者に対し、事業の継続、食品の安定供給確保に対する要請が来ているところである。そこで今後、卸売市場における新型コロナウイルス感染症の感染・拡散を予防するために、石巻市水産物地方卸売市場石巻売場・品質衛生管理推進協議会(以下、「協議会」と略す。)として市場利用関係者に対策を徹底するよう「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画」を策定するものである。

なお、今後も日々状況が変わることが予想される。新たな対応・対策が必要となる際には適時連絡を行うので、ご留意すること。

### 1 新型コロナウイルス感染症事業継続計画の目標

この事業継続計画の目標は、産地市場における全ての市場関係者(開設者、卸売業者、買受人、問屋、運搬業者等関連事業者)に共通するものである。

#### (1) 市場流通の確保

社会機能維持者として、生鮮水産物の安定供給のため、パンデミック時においても市場機能を維持する。

#### (2) 市場関係者の感染拡大防止

不特定多数の接触の高い業務のため、産地卸売市場が感染媒介の場所とならないよう対策を講じる。

#### (3) 風評被害の防止

風評被害により市場取引が阻害されることを防止し、国民の食糧確保への安全を保障する。

## 2 新型コロナウイルス感染症対策基本方針

上記の事業継続計画の目標を踏まえ、協議会としての新型コロナウイルス感染症対策基本方針を下記のとおり定める。

- (1) 市場関係者の人命尊重の観点から、感染予防、感染拡大防止策を最優先とした対応を図る。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する基本情報や感染予防策等必要な情報を市場関係者に迅速かつ確実に提供する。
- (3) 社会機能を維持するために、石巻魚市場における全ての市場関係者と連携・協力体制を構築し、パンデミック時においても水産食料品の安定的供給に努めていく。
- (4) 国、県および石巻市からの要請等があった場合は、それに従い対応する。
- (5) ここで定める事業継続計画については、新型コロナウイルス感染症が発生したときに一律的に計画を実施するのではなく、**新型コロナウイルス感染症の毒性や感染状況等に応じて弾力的かつ機動的に計画を実施**していくこととする。

### (5) について

新型コロナウイルス感染症はその毒性や性質について、未だ不明の点が多い。「厳しい立入規制」や「症状のない濃厚接触者を強制的に自宅待機させる」など、国、県や市の対策方針を踏まえ、確実に弾力的かつ機動的に計画を実施していくことが重要である。

○ 新型コロナウイルス感染症の発生状況にかかわらず市場における入荷量は変化しない。

(パンデミック時においても、市場では通常時と同じ量が入荷する。)

今後、出荷者、輸送業者、卸売業者等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、通常よりも入荷量が減少する可能性も考えられる。しかし、市場流通に関係する川上から川下までの業者が、事業継続計画を策定し、パンデミック時においても通常時と変わらない状況で業務を継続していると想定する。

### 3 発生段階について

新型コロナウイルス感染症の発生段階を下記のとおりとし、発生段階に応じた対策を講じていく。

発生段階	状 態	国の行動計画
発生前期	新型コロナウイルス感染症が発生していない状態	前段階（未発生期）
海外発生期	海外で新型コロナウイルス感染症が発生した状態	第一段階（海外発生期）
国内発生期	国内で新型コロナウイルス感染症が発生した状態	第二段階（国内発生期）
パンデミック期	国内で新型コロナウイルス感染症が大流行した状態（市場内で感染者発生）	第三段階（感染拡大期）
		第三段階（まん延期）
		第三段階（回復期）
流行終息期	患者の発生が減少し、低い水準となった状態	第四段階（小康期）

※計画策定時（令和2年4月現在）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき4月8日に政府対策本部長から緊急事態宣言が出されたことから「第三段階（感染拡大期）」であるとの前提に立ち、事業継続計画を策定した。

緊急事態宣言は令和2年5月14日に宮城県は解除され、全国的には5月25日に解除された。しかし、今回の改訂時（令和2年9月）にも、依然宮城県内での感染者が散発していることから、感染対策の一部（入場前での検温体制）を拡充した。

## 第2 危機管理体制

### 1 新型コロナウイルス感染症への危機管理体制

産地市場として必要な対策を講じる場合や国、県や石巻市から新型コロナウイルス感染症発生に関する事態に応じた対策を講じるよう指示があった場合、協議会において、必要な情報を発信し、確実に対策を講じていく。

### 2 情報収集と連絡体制

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集

新型コロナウイルス感染症はその症状や感染状況など、刻々と変化しており、不明な点も多い。また、誤った情報や風評が流れることも想定される。

このことを踏まえて、協議会事務局は常に最新の正しい情報が入手できる体制を整え、市場関係者に迅速に情報提供できるようにしておく。

また、国、県及び石巻市からの通知は、迅速に協議会を通じて情報提供をうける。

#### ●主な情報収集先（ホームページ）

【内閣官房】新型インフルエンザ等対策政府行動計画

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h29\\_koudou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h29_koudou.pdf)

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000620039.pdf>

【農林水産省】食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_syo.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_syo.pdf)

【宮城県】新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

【石巻市】新型コロナウイルス感染症について

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/d2000/index.html>

【農林水産省・経済産業省】

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/O408\\_anteikyokyu.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/O408_anteikyokyu.pdf)

## (2) 連絡体制

市場関係者の感染状況等の確認や緊急事項の連絡をするため、緊急連絡体制を整備する。

感染のおそれがある市場関係者が出た場合や、流行時になんらかの対応をすることが必要になった場合には、自治体の危機管理部署、業界団体、取引先、地元の保健所、医療機関との連携が必要になってくる。連絡先について、常に最新の電話番号を整備すること。

また自治体ごとに「相談センター（電話対応窓口）」が設置されているので、連絡先を必ず確認しておく。

### 【石巻市水産物地方卸売市場石巻売場・品質衛生管理推進協議会事務局】

#### ● 石巻市産業部水産課

電話番号 0225-95-1111 内線3519

受付時間 8:30から17:00

ファックス 0225-96-1023

### 【相談センター】

#### ● 厚生労働省電話相談窓口

電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9:00から21:00（土日・祝日も実施）

ファックス 03-3596-2756

#### ● 宮城県健康相談窓口（コールセンター）

電話番号 022-211-3883

022-211-2882

受付時間 24時間（土日・祝日も実施）

ファックス 022-211-3192-3192

#### ● LINE公式アカウント「宮城県-新型コロナ対策パーソナルサポート」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/line.html>

#### ● 石巻市健康部健康推進課

電話番号 0225-95-1111 内線2612、2618

受付時間 8:30から17:00

## 第3 感染拡大防止策

### 1 新型コロナウイルスの感染経路

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型コロナウイルス感染症ウイルスも飛沫感染と接触感染が主な感染経路とされており、この二つの感染経路についての対策を講じることが重要である。なお、空気感染の可能性は低いといわれており、市場内では空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。

#### (1) 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみは等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

#### (2) 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の目や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

## 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路

### 飛沫感染

(1) 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出



(2) 別の人が、そのウイルスを口や鼻から吸い込み感染



※主な感染場所  
学校や職場などの人が多く集まる場所

### 接触感染

(1) 感染者がくしゃみや咳を手で押さえる



(2) その手で周りの物に触れて、ウイルスが付く



(3) 別の人が、その物に触って、ウイルスが手に付着



(4) その手で口や鼻に触って感染



※主な感染場所  
電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

イラスト出典：政府広報オンライン

## 2 市場関係者等への感染防止策

新型コロナウイルス感染症が発生した場合、最も重要なことは市場関係者とその家族への感染を防止することである。そのためには、以下のことについて、市場関係者とその家族にしっかりと周知徹底させる。

### (1) 対人関係の距離の保持

感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。通常、咳・くしゃみによる飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。感染防止策として、感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。報道関係者も、せり人、買受人等の取材対象から2メートル以上離れることが基本ルールとなる。

また、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないようにし、混雑した電車やバスなどの公共交通機関を避け、自家用車、自転車、徒歩などの方法で移動することにより、感染機会を減らすことができる。

ただし、業務上、人と対面する必要がある場合には、必ずマスクを着用して感染防止に努める。

### (2) 手洗い・うがい

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後など、手洗いを実施することが必要となる。

流水と石鹸を用いた手洗いは最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は清潔な布やペーパータオルで水を十分に拭き取る。

水のない場所では、速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）を用いて、手を消毒する。速乾性擦式消毒用アルコール製剤は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせることでウイルスが死滅する。

うがいは水道水によるうがいでも一定の効果があると言われている。うがい薬があれば、のどの殺菌・消毒もできるので、用法用量を守って行うことも効果的である。

毎日の手洗い・うがいは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、風邪やその他の感染症の予防にもなる。外出からの帰宅後は、必ずするように習慣化しておくことが重要である。

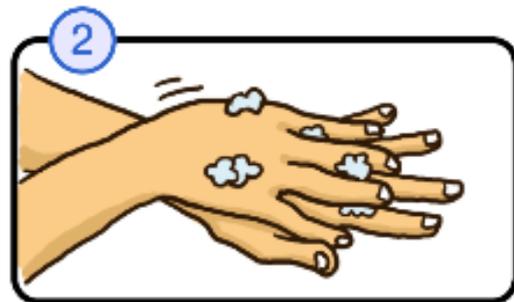
## 正しい手の洗い方

手洗いの前に

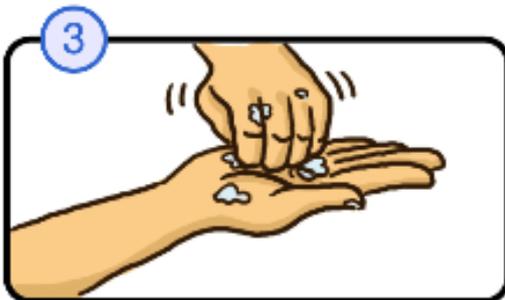
- ・ 爪は短く切っておきましょう
- ・ 時計や指輪は外しておきましょう



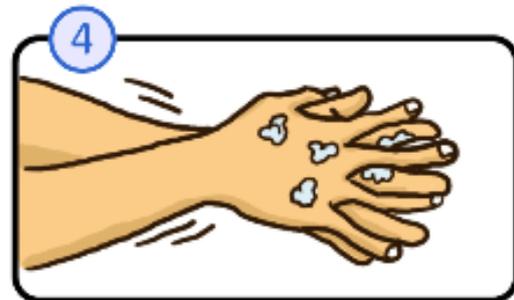
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



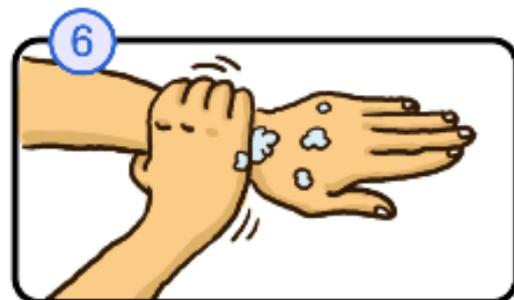
指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

イラスト出典：政府広報オンライン インフルエンザの感染を防ぐポイント「手洗い」「マスク着用」「咳（せき）エチケット」（2017）

### (3) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出る前に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみの際は、ティッシュ、ハンカチなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュ、ハンカチなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないように注意する。手を洗う場所がない場合に備えて、速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておく。

### 咳エチケット

○咳などの症状があるときはマスクを着用する。

○咳・くしゃみをするときは、周りの人から顔をそむける。

○咳・くしゃみをするときは、ティッシュ、ハンカチなどで口と鼻を覆って押さえる。

#### 《参考》マスクについて

咳やくしゃみの症状がある人がマスクを着用することによって、咳やくしゃみによる飛沫の拡散を防ぎ、感染拡大を防止できる。よって、症状がある者には必ずマスクを着用させなければならない。

ただ、マスクによる防御効果を過信せず、他の感染防止策を重視することが必要となる。やむを得ず、外出をして人混みに入る可能性がある場合には、マスクを着用することが一つの感染防止策と考えられる。

通常の市場業務においては、家庭用の不織布製マスクを使用すれば十分であり、布マスク等くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ目的を達成できる機能を有するものを代替して差し支えない。

なお、N95 マスクは医療関係者等向けであり不適とされている。マスクの装着にあたっては説明書をよく読み、正しく着用する。

### 3つの正しい咳エチケット

1. マスクを着用する。



2. ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆う。



3. 上着の内側や袖（そで）で覆う。



マスクをつけるときは取扱説明書をよく読み、正しくつけましょう。鼻からあごまでを覆い、隙間がないようにつけましょう。

口と鼻を覆ったティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。

イラスト出典：厚生省 咳エチケット

### 新型インフルエンザの主な感染経路



イラスト：新型インフルエンザ等対策ガイドライン(2018)

### 3 市場関係者が行う感染防止策

#### (1) 市場関係者等への感染予防策の徹底周知

- ① 各自、毎日出社前に体温を測定すること。さらに魚市場荷捌き所に入場の際は、入退管理室に備え付けの非接触式体温検知器で検温し、37.5℃以上の場合には入場せず、所属長に報告の上、その指示に従うこと。
- ② 37.5℃以上の場合には出社せず、所属長に連絡の上、自宅待機とし十分な休養を取ること。出社時37.5℃以上の場合には速やかに所属長に報告の上、帰宅し静養すること。
- ③ 自宅で静養しても37.5℃以上の熱が4日以上続く場合、または、強いだるさや息苦しさ、嗅覚・味覚障害がある場合には、所属長に連絡の上、宮城県が設置しているコールセンターなどに問い合わせる〔5ページ参照〕、その指示に従うこと。

#### (2) 関係各社等への感染予防策の徹底周知

市場へ出入りする直接の関係者だけでなく水産加工、輸送、製氷、給油等の関係者へも感染者が出ないように前項「2市場関係者等への感染防止策」と同様の感染防止策を徹底周知する。

##### ○ 徹底周知の方法

必要に応じて、市場関係者へ感染予防策の方法を説明した通知や感染防止策のポスターを掲示するなどの方法で周知を図る。

#### (3) 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストール

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を開発しました。

このアプリは、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した場合、通知を受けることができます。

アプリ利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、外出を自粛するなどして、さらなる感染の拡大を未然に防ぐことが可能になります。また、通知受信者は行政検査の対象となります（令和2年8月21日厚生労働省事務連絡）。

利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されますので、スマートフォンにインストールして、ぜひ利用いただきますようお願いいたします。

#### (4) 手洗い、咳エチケット、必要に応じたマスクの着用

市場入場時、トイレ使用后、荷捌き場へ入場する際には手洗いおよび手指の消毒を徹底し、セリ場、入札場および休憩室など、不特定多数の人が集まる場所では、できる限りマスクを着用すること。また、マスクが無い時に咳をする場合、ティッシュやハンカチ、袖などで口や鼻を覆うこと。

ただし、市場のせり場など常時多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底することで感染防止に努める。

マスクの枚数が不足している場合には、不特定多数の者と接触する可能性の高い業務についている者から優先的に配布する。

市場2階の見学者通路は、水で手洗いができないため、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用いて消毒に努める。

#### (5) 施設見学・イベントの中止

感染拡大防止の観点から他産地や販売先関係等からの施設見学及びイベントを中止又は延期する。その期間は基本的に新型コロナウイルス感染症終息を見るまで当面の間とする。

#### (6) 清掃・消毒の実施

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれる新型コロナウイルスは、その場所で4日程度感染力を保持し続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

通常のコソ掃の際には特に人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回行う。また消毒や清掃を行った記録を残しておく。

市場関係者が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該関係者の勤務場所の周辺や触れた場所などの消毒剤（下記参照）による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃後・消毒時に使用した作業着は洗濯し、ブラシ、雑巾についても洗浄後、同様に消毒液にて消毒する。

#### 清掃・消毒のポイント

##### ◆ 事務所

事務所、ドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子、電話、ファックス

- ◆ 市場  
入札室窓口、搬出口スイッチ、供給水の栓（蛇口）、清掃用具
- ◆ トイレ  
トイレの流水レバー、便座、ドアノブ
- ◆ 施設（共用エリア）  
スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、自販機の押しボタン、エレベーターの押しボタン
- ◆ 壁、天井の清掃  
患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。患者由来の体液が付着している可能性が想定される場合、当該箇所を広めに消毒する。
- ◆ 床の清掃  
入退出ゲート外の休憩室などで、患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、電解次亜塩素水で湿らせたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、追加で消毒を行う。  
入退出ゲート内の荷捌き場については、平均に設置されている電解次亜塩素水を有効に利用して消毒を行う。

#### （７） 消毒剤について

新型コロナウイルスには消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、電解次亜塩素水が有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がり、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施してはならない。

##### \*消毒用エタノール

薬局などで購入できる「消毒用エタノール」を、ペーパータオルなどにしみこませて、必要な箇所を拭き取る。

##### \*次亜塩素酸ナトリウム

市場内の専用ノズルから採水し、ペーパータオルなどにしみこませて必要な箇所を拭き取る。

（注）次亜塩素酸ナトリウムは金属を腐食させるため、金属部分に使用した場合は10分たったら拭き取る。また、有害な塩素ガスが発生することがあるので、使用時には十分換気する。



場内には、紫外線殺菌海水（黄）と電解次亜塩素水（白）のノズルがあるので、清掃・消毒（新型コロナウイルスの殺菌含む）には白を使うこと

#### （８） 不要不急の外出業務・会議等の中止

感染拡大防止のため不要不急の外出業務や出張（海外・国内）及び会議を中止または延期するとともに、テレビ会議が可能な環境や電話、ファックス、メールなどで業務連絡を行うなど、直接従業員等が集まらなくても意思統一・連絡ができるような環境を整える。

#### （９） 取引方法変更の検討・実施

新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、市場取引に大きな影響が出る可能性がある場合、不特定多数の接触を避けるため、せり売りから相対取引に取引方法変更するなどの検討・実施を行う。ただし、取引方法の変更の実施は、市場内に大きな影響を与えるので、出荷者・取引参加者との迅速かつ十分な事前調整を行うとともに、開設者との連携を図り、周知徹底し混乱を最小限に抑える努力をする。

石巻市水産物地方卸売市場石巻売場荷捌室の手洗・足洗および清掃・消毒の手順については、各ゾーンの「品質・衛生管理マニュアル」に基づいて実施を徹底すること。

現在（２０２０年８月）の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場は、

- ・定置ゾーン
- ・養殖銀サケゾーン
- ・陸送活魚ゾーン
- ・トロールゾーン

が、「優良衛生品質管理市場・漁港認定」を取得している。



## 第4 市場流通の確保

### 1 重要業務継続のための措置

地域における感染者増加に伴い、市場関係者が感染等により業務に従事できない場合は、人員等を重要業務に集中させ、それ以外の通常業務については縮小、休止することにより、事業の継続を図っていく。

#### (1) 感染者発生時の対応

市場関係者で感染者等（感染者又は感染者のおそれがある者）が発生し、管轄の保健所等から具体的な指示を受けた場合、その従業員はその旨、職場の所属長に連絡し、適時状況を報告すること。

また、感染が判明した場合は、石巻魚市場（株）と協議会事務局（市役所水産課）に、感染者が発生した旨の連絡を速やかに行うこと。なお、所属長は保健所が濃厚接触者と特定した従業員に対し、14日間出勤停止させ、健康観察を実施すること  
保健所、厚生労働省等から濃厚接触者等の調査依頼があった場合には、協力する。

#### (2) 市場内施設の消毒

市場では保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、執務室等）の消毒を実施する必要がある。

消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（売場、休憩室、入退室施設、トイレ、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施すること。

#### (3) 重要業務継続のための事前準備について

##### ① 市場関係者との相互連携体制

事業を継続していくためには、卸売会社の各担当や市場利用関係者との連携が不可欠であるため、相互に他者の業務内容を理解し、連携する体制をあらかじめ整備しておく。

##### ② 在宅での業務対応

自宅待機している職員を活用するために、業務連絡の手段として、オンライン会議の環境整備や電話、携帯電話、ファックス、メール等で自宅からでも業務が遂行できるように連絡先は常に最新のものに更新しておき、電話番号、メールアドレス

レスが変更となった場合は、速やかに届け出ること。

③ 重要業務継続用業務の遂行

市場内では業務未経験者が他担当から応援に入るため、重要業務継続のために、業務に対応できる協力体制を整備しておく。濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握しておく。また、フォークリフト運転免許所持者など、業務に必要な免許の所持者についても把握しておく。

④ 職員教育

重要業務がある特定の個人しかできない場合、その職員が出勤できなくなると業務が停止してしまう。そのような状況を防ぐために複数の職員、できれば3人以上が対応できるよう教育（クロストレーニング）を行い、平素から持ち場の変更をシミュレートすることも有効である。

⑤ 職員ごとに応援可能な業務のリスト化

他部門から応援に入る際には、未経験者よりも過去に経験のある者のほうがスムーズに業務を遂行できる。そのため職員ごとに異動の履歴を確認し応援できる仕事を平素からリスト化しておくことが重要である。

(4) 市場内に欠勤者が出て場内作業の手順を変更する場合

感染状況に応じて、セリ・入札方法などの取引方法、場所及び市場内動線の変更を行う必要がある場合は、会長、市場開設者、関係者で対応策について協議する。

決定事項は、速やかに魚市場（株）が平素使用している連絡網を通じて傘下の事業者に伝える。

なお、感染者の増加に伴い、それぞれ対応策と人員の配置を行うこととする。その際、操業停止等を行うことなく、限られた人員、物的資源等を効率よく使用し、事業を継続するように努める。

## 2 生鮮水産物の流通確保対策

市場の流通状況を随時把握し、開設者とともに生鮮水産物流通の社会的な機能の継続責任を果たすために必要に応じて生鮮水産物の流通確保のための対策を講じていく。

### (1) 取引状況の注視

開設者と連携し、供給不足の兆候がないかなど、生鮮水産物の流通状況を注視し、生鮮水産物供給不足など社会不安が起こらないよう先手の対策を講じる。

### (2) 流通確保対策

生鮮水産物に供給不足が見込まれる場合、開設者と連携し、生産者に対して可能な限りの操業持続を要請し、一方で他の産地との調整を行い、必要な流通量の確保に努める。

## 第5 風評被害対策

新型コロナウイルス感染症の発生・流行に際し、誤った知識から特定の生鮮水産物や産地に風評被害が生じると、該当する生鮮水産物が取引されなくなることが懸念される。また、市場関係者から感染者が発生した場合、その市場を経由した生鮮水産物等全体に対する風評被害が発生することも予想される。

### (1) 市場関係者間で行っておくべきこと

開設者と連携し、生鮮水産物の安全に関する情報を収集し、「生鮮水産物等を通じての感染は起こらないこと」「一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はない」ことなどを、市場関係者間で確認しておく。国（農林水産省、食品安全委員会、厚生労働省等）や宮城県、石巻市による安全性に関する見解を、HPなどの各種広報媒体から入手し、市場関係者間で周知し、生鮮水産物等に対する風評被害の発生を防止する。（情報収集先は4ページ参照）

また、マスコミにも協力を依頼するなどして、周知のさらなる徹底を図る。

### (2) 市場内で感染者が発生した場合

当該市場における感染拡大防止の取組みなどを広報し、市場を経由した生鮮水産物等の安全性に対する、産地や流通関係者、消費者などの理解を求める。マスコミにも協力を依頼するなどして、周知のさらなる徹底を図る。発生当事者（生産者、水産加工業者等）が風評被害防止に関する取組みを行う場合には、その支援を行う。

市場内の感染状況、感染拡大防止に向けた開設者や卸各社をはじめとする場内業者の取組みなどについて、正確な情報を積極的に発信していく。さらに、安定的に水産物を産地から消費地に届け続けることで、消費地での食料不足に対する不安を払拭させ、消費者の食料品買い急ぎ等のパニック行動の抑制につなげていく必要がある。

【参考文献】「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画（東京都中央卸売市場豊洲市場）」(2020)

### 【協 力】

東京都水産物卸売業者協会

一般社団法人 海洋水産システム協会